

タイトル

河川（水面を含む）における安全利用点検 の実施について

1、河川の施設は、都市部などにおける貴重な水辺空間であることから、市町村などが河川区域などを占用し公園として整備したり、河川管理者等が、可能な限り安心して接することの出来る川づくりを目指し、地域住民の利用を考慮した施設整備が行われています。

2、河川施設の点検については、従来から実施してきたところですが、上記のように一般の利用者が増加していることを踏まえ、これらの施設の安全利用点検を下記のとおり実施することとしたのでお知らせします。あわせて、河川空間を利用する際は、危険の存在する河川空間で利用者の自己責任による安全確保に対する心がけをもって河川を利用していただきたいと思っています。

実施内容 別紙実施要領による。

実施日時 4月24日（予備日 4月26日）

実施箇所 別紙位置図による。

4月24日（火）10：00～12：00

五ヶ瀬川左岸 3 / 800付近～6 / 400付近

4月24日（火）14：00～16：00

大瀬川左岸 3 / 800付近～8 / 000付近

については**河川愛護モニター**と合同で点検します。

【別 添】

河川（水面を含む）における安全利用点検に関する実施要領

（目 的）

第1条 この実施要領は、安心して河川を利用していただくという観点による点検（以下「安全利用点検」という。）に関して必要な事項を定め、利用者の自己責任による安全確保を心がけていただくこととあわせて河川利用の安全に資することを目的とする。

（適 用）

第2条 この実施要領は、第5条及び第6条に定める区域及び施設を対象として、河川管理者が実施する安全利用点検に適用する。

（実施計画）

第3条 河川管理者は、安全利用点検の実施にあたっては、あらかじめ第4条の内容を記載した実施計画を策定し、実施するものとする。

2 河川管理者は、実施計画の策定にあたっては、河川利用者の意見等を勘案し、利用者の視点を取り入れるものとする。

（実施計画の項目）

第4条 実施計画の策定にあたっては、次条から第13条に定める次の各号の項目を定めるものとする。

- 一 対象区域・施設
- 二 点検項目
- 三 実施時期
- 四 点検実施者
- 五 その他

（対象区域）

第5条 河川のうち、高水敷や低水護岸部等の陸上部（水際を含む）における安全利用点検の対象とする区域は、次の各号に掲げる区域及びその周辺区域とする。

- 一 水辺の楽校等河川に親しむ利用を目的として河川管理者が施設を設置している区域
- 二 河川に親しむ利用を目的として河川管理者が施設を設置した区域ではないが、河川に親しむ利用が日常的に観られる区域
- 三 潮位等により日常的に水位の変動に影響を受ける区域

2 水面部における安全利用点検の対象とする区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- 一 ボート及びカヌー等により、利用頻度が多く日常的に利用されている区域
- 二 遊泳場、キャンプ場、水辺の楽校等、日常的に水遊びに利用されている区域

3 対象区域は、次の各号に掲げる区域を除くものとする。

- 一 河川管理者以外の者が権原を有する河川区域内の土地
- 二 河川法（昭和39年法律第167号）第24条に基づいて占用の許可を受けている区域
- 三 ダムの管理者がその管理を行う区域
- 四 山奥等で人の接近の可能性がほとんどない区域

(対象施設)

第6条 陸上部（水際を含む）の安全利用点検の対象とする施設は、対象区域に存する施設で次に掲げる施設とする。

堤防、低水護岸、高水敷、管理用通路、階段、船着場、水門、樋門、排水機場、堰、水制、根固め、床固め、水位観測所 等

2 水面部の安全利用点検の対象とする施設は、第5条第2項の対象区域内に設置されている横断工作物、低水護岸など河川管理施設等の人工構造物を対象とする。

(点検項目)

第7条 河川管理者は、対象区域、対象施設の利用状況及び危険の発生する可能性を勘案して、点検項目を定めるものとする。

2 点検は、利用者の人命に重大な危険を生じさせない観点から、前項で定める項目について、目視又は指触若しくは簡易な計測によって行うものとする。

(実施時期)

第8条 河川管理者は、河川特性及び地域の実情、一般の利用状況等を勘案して実施時期を定め、点検を実施するものとする。

(点検実施者の要件)

第9条 安全利用点検の実施者は河川管理者とする。ただし、河川管理者が認める者についてはこの限りではない。

(他の管理者との調整)

第10条 河川管理者は、安全利用点検にあたり許可工作物及び占用区域が対象区域と隣接している場合において、当該許可工作物の管理者及び占有者と一体的に点検を行う必要があると認めるときは、あらかじめ他の管理者と調整し共同で点検を実施することができる。

(点検に基づく措置)

第11条 河川管理者は、安全利用点検の結果、対象区域・施設に利用者に対する重大な危険又は、支障があると認めた場合には、次の措置を講ずるものとする。

一 応急措置

危険な箇所ならびに対象施設の利用を制限するとともに、危険を回避するための応急措置を実施する。

二 施設の詳細点検

目視等では不十分と認められる場合は、対象施設の詳細点検を実施する。

三 対策検討及び措置

点検の結果、対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を実施する。

(公表)

第12条 河川管理者は、安全利用点検の概要について公表するものとする。

(記録の作成)

第13条 河川管理者は、安全利用点検結果を記録するものとする。

点検範囲

